

第 38 回サービス統計・企業統計部会結果概要

1 日 時 平成 25 年 7 月 11 日 (木) 12:57～15:05

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 廣松毅

(委 員) 北村行伸、西郷浩

(専 門 委 員) 小西葉子

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都

(調査実施者) 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官
ほか

4 議 題 特定サービス産業実態調査の変更について

5 概 要

- 事務局から諮問の概要について、調査実施者から特定サービス産業実態調査（以下「本調査」という。）の変更案について説明が行われた後、事務局から審査メモについて説明があり、その後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の、「1 サービス産業をめぐる各種統計調査及び企業活動に関する統計等との関係整理について」及び「2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応」については、経済産業省の対応の方向性を適当であると判断し、引き続き検討と整理された。また、「3 報告を求めるために用いる方法の変更について」については、適当ないしは、やむを得ないと判断された。
- 審査メモに沿った議論の後、東京都及び埼玉県から、「基準となる期日の変更」について、本調査と経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査の調査期日が重なることによる報告者負担及び報告者からの問合せに対応することとなる経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査の調査員への負担を最大限考慮して取り組むよう求める意見が出され、経済産業省から、期日が重なることとなった経緯と対応策の説明が行われた。
その結果、「基準となる期日の変更」についても、東京都及び埼玉県の意見を踏まえ、経済産業省が十分な対応を行うことで、適当と判断された。
- 上記の審議を踏まえ、事務局から、答申の骨子案の説明が行われた。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) サービス産業をめぐる各種統計調査及び企業活動に関する統計等との関係整理について

- ・ 経済センサス-活動調査確報は 8 月から順次公表がなされる予定であり、現時点ではその内容が分からず、検証を踏まえた詳細な議論は難しいが、経済センサス-活動調査をメルクマールとしつつ、今後の在り方の検討を行ってほしい。

- ・ サービス分野に係る各種統計調査について、目的が異なることは分かるが、調査項目の重複や違いはどうなっているか。
 - ← サービス産業動向調査の年次調査について、調査対象として、本調査では情報通信産業が入っているなどの違いがある。また、調査事項についても、本調査では業種特性に係る調査事項を調べており、より細かなものとなっている。さらに、本調査が基幹統計調査である一方、サービス産業動向調査は一般統計調査であるとの位置付けの違いもある。

(2) 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応

- ・ 本調査の調査票を確認したところ、28 も調査対象業種があることもあり、業種特性に係る事項は千差万別である。調査項目の詳細化は理想ではあるが、報告者負担が増加するデメリットもあり、バランスを取った対応が必要である。
- ・ 前回答申において課題となったのは、特許権の把握が今後大切になるとの考えからである。引き続き検討とのことであるが、具体的にどのように検討しているのか。
 - ← 今後の段取りとしては、特許権・意匠権については、他の統計調査の把握状況を踏まえる必要があると認識している。有益な情報ではあるが、報告者負担の増加にもつながるため、他の統計調査で把握していないかといったことの確認を進めたい。外注業務の内容や契約先産業別割合の産業区分の内訳追加については、企業・業界からのヒアリングを進めており、更に多くの事例を把握したい。
- ・ 特許権・意匠権については、企業活動基本調査との調整も必要である。重複がなるべく無い形で棲み分けできると良い。企業活動基本調査も含めて他統計調査との関係を検討していただきたい。

(3) 調査系統の見直し

- ・ 資料 4 の 7 ページを見ると、調査員調査と郵送調査の回収率にかなりの開きがある。現在、郵送調査の対象は企業のみであるが、事業所を対象とすると更に回収率が下がる可能性がある。本調査の特徴は、都道府県別表章ができることと認識しており、今回変更で都道府県の調査員等の負担は減るが、利用に際して都道府県が困ることはないか。都道府県からの意見はどうなっているか。
 - ← 都道府県からは、負担軽減を求める意見が第一であるが、都道府県別表章と結果精度の維持を求める意見もある。
- ・ 民間事業者の入札はどのような方法で行うのか。本調査に限らないが、入札の仕方に関連するメカニズムデザインの研究は進んでおり、在り方を検討する必要はないか。
- ・ 回収率の維持には努力してほしい。これまで実査担当の都道府県に負担をかけているのは事実であるため、負担軽減は必要だろう。ただし、都道府県を経由しなくなることで、都道府県においてノウハウが継承されないことにならないかが心配である。調査実施者も含めて検討していると思うが、今後留意して検討を進めてほしい。
 - ← 調査実施に当たって、都道府県からあった質問やコールセンターでの対応を蓄積し、分析を進めて民間事業者にノウハウを伝えるようにしたい。入札については、経済産業省の規定に従い、総合評価落札方式での実施を予定している。これは価格点と技術点で評価するものであり、技術点の評価の仕方をどうするかが重要と考えている。例

えば、従来であれば、政府の仕事を何件やっているか等の観点で評価していたが、今後は、民間事業者のノウハウを活かした具体的な取組を評価して差をつける等、他の事例等も参考に、検討しているところである。

- 資料4の6ページの論点3アaの回答に経済産業省には既に民間事業者による郵送調査の経験があると記載されているが、事業所対象の調査での民間委託の状況はどうか。
← 企業対象のものが主であるが、事業所対象としては、基幹統計調査の工業統計調査で一部実施しているほか、一般統計調査のエネルギー消費統計調査において、11万事業所を対象に民間事業者経由の郵送調査を行っている。
- 民間委託を進めると、調査員であれば把握できたことが把握できなくなるおそれがあるので、慎重に検討してほしい。また、論点3アドの回答に、国が、業種全体又は集計事項への影響度の高い事業所に自ら督促するとあるが、どのような基準で事業所の選定を行うのか。詳細な基準は開示されるのか。売上高等の金額の大きさだけで判断しないよう、従業員規模や施設の大きさなど、他の視点も考慮していただきたい。
← 影響度の高い事業所を設定する基準については開示していない。基準の設定に当たっては、ご指摘の考えも含めて検討していきたい。
- 論点3アaについて、コスト削減とあるが実際はどうか。民間事業者は寡占状態かも知れず、結果的にコストが掛かるかも知れない。また、地方自治体のノウハウの継承が途切れる可能性も考えるとデメリットの方が大きい可能性もある。また、論点3アドについて、これは今まで対応していなかったのか。
← 今でも行っているが、より強化するということを考えている。具体的には進捗管理等をしっかりとっていききたい。地方自治体のノウハウ継承については、国でノウハウを把握して、民間事業者伝えていきたい。
- 内閣府の公共サービス改革推進室でも統計調査の民間委託を進めているが、コスト削減については、確かにどれだけでできているのか疑問もある。総合評価落札方式であっても、稀ではあるが、極めて低価格で入札した民間事業者が落札し、後で調査実施者が苦勞をするといった例もある。相応の技術力を持った民間事業者の落札を期待したいが、それが続くと特定の民間事業者のノウハウ独占につながるおそれもある。発注者側がかなり気をつけないと、余計なコストが発生してしまう。十分留意してほしい。
- 民間事業者のノウハウというか技術的な違いについて審査できるのか。
← 仕様書には必要最低限の業務内容を記載し、それに民間事業者が提案した工夫の部分を技術点として評価することとなる。予定価格は、仕様書に記載した必要最低限の業務内容で試算し、工夫の部分は応札業者の努力となる。その工夫をどのように提案させるかが重要となると認識している。
- 埼玉県の特サビの調査対象は約1,800件で、回収率は85%程度。郵送調査になると回収率の低下が懸念され、調査精度への影響が心配である。このため、回収率の確保に向けより一層の検討をしてほしい。なお、地方自治体のノウハウ継承については、経済統計は他にもあるため、途切れることはないと考えている。

(4) 民間事業者への業務委託内容の変更について

- 論点3イの回答について、国の審査ノウハウを可視化することであるが、可視化を行った者、マニュアルを作成した者はノウハウを習得しているので良いが、その後、

そのノウハウが若い世代に継承できるかを、懸念している。

- ・ 民間事業者への委託の仕方等は、委員の懸念を踏まえ、今後十分検討していただきたい。

(5) 基準となる期日の変更

- ・ 本調査は都道府県経由ではなくなるとしても、経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査の同時実施の調査期日と重ることのないよう、東京都と埼玉県は2年前から経済産業省に意見してきた。①この期日となった経緯、②地方の現場でどのような問題が発生すると認識しているか、③そのような問題に対してどのような対応策を考えているか、経済産業省の認識を伺いたい

- ・ 現在、平成 25 年度の特定サービス産業実態調査を実施中であるが、同時にサービス動向調査を実施しており、両調査の対象となった事業所から苦情がある。来年度は、本調査と経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査が実施されることから、重複して対象となる事業所も今年度よりも多い。コールセンター機能の強化や経済センサス - 基礎調査の調査員に苦情が来ないように配慮してほしい。

← 地方自治体から期日変更の意見があったことは承知しており、問題も認識している。しかし、本調査から経済センサス - 基礎調査へのデータ移送の関係から期日の変更は難しい状況であり、また期日変更による過去調査との継続性にも懸念がある。ただし、実査上の問題も認識していることから、調査対象事業所から理解が得られるよう、葉書等で協力依頼を徹底することや、コールセンターの機能強化などの対応を行いたいと考えている。

- ・ 前回の平成 24 年経済センサス-活動調査では、調査客体からの苦情に堪えかねて、報酬は要らないので途中で調査員をやめさせてほしいという事例もあった。平成 26 年の同時実施でそうしたことが多発すると、経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の同時実施の現場が非常に大変なことになる。平成 26 年は調査員の現場や地方で問題ができるだけ発生しないよう、お話しいただいた対策を含め、最大限の取組を進めてほしい。また、今後は経済センサスと同日又は近傍の日程で特サビを実施しないしてほしいが、もし実施せざるを得ない場合には、地方・調査員に負担が生じないような工夫を図ってほしい。今後とも、地方自治体の意見を聞いて、地方の事務負担の平準化、軽減に向け、実施時期の調整、産業関連統計の簡素化・統合を進めていただきたい。

(6) 骨子案

特段の意見無し

6 次回予定

次回は、平成 25 年 7 月 18 日（木）13 時 30 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。